二　民間教育保育等事業（民間教育保育等事業者又は事業運営者が国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人である場合にあっては、民間教育事業に限る。）を行っていることを証する書類
三　情報管理規程
四　当該民間教育保育等事業者及び事業運営者それぞれの法第二十条第二項各号に該当しないことを誓約する書面
五　当該民間教育保育等事業者又は事業運営者が法人（国及び地方公共団体を除く。）である場合にあっては、役員の氏名、略歴等を示す書類
（法第二十二条第五号の内閣府令で定める事項）
第二十一条　法第二十二条第五号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　認定等の年月日
二　フランチャイズチェーンの方式により、当該認定事業者等と異なる事業者が当該認定等事業（法第二十二条第二号に規定する認定等事業をいう。以下同じ。）と同一の事業を行っている場合にあっては、その旨
（法第二十三条第一項の内閣府令で定めるもの）
第二十二条　法第二十三条第一項の内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。
一　認定等事業の用に供する物品
二　認定等事業の広告
三　認定等事業の取引等に関する書類又は通信
四　認定等事業を行う事業所
五　認定等事業に関し、インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報
六　認定等事業に関する労働者等の募集の用に供する広告又は文書
（法第二十四条第一項の届出事項等）
第二十三条　法第二十四条第一項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することにより行うものとする。
一　認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分（法第二条第五項各号に掲げる事業の別をいう。以下同じ。）
三　変更事項及び変更の理由
四　変更年月日
2　前項の届出書には、その変更を証する法第十九条第四項（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出した書類のうちいずれかを添付して提出するものとする。
3　前二項の届出書及び書類の提出は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該提出をしようとする認定事業者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該提出をすることができると認められる場合は、この限りでない。
4　共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者が法第二十四条第一項の規定により届出を行うに当たっては、その双方が内容を確認し、及び合意しなければならない。
（法第二十四条第三項の届出事項等）
第二十四条　法第二十四条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することにより行うものとする。
一　認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分
三　変更の内容（新旧の対照を明示すること。）及び変更の理由
四　変更後の児童対象性暴力等対処規程（法第二十条第一項第四号に規定する児童対象性暴力等対処規程をいう。第二十九条において同じ。）又は情報管理規程の実施予定日
2　前条第三項及び第四項の規定は、法第二十四条第三項の届出について準用する。
3　法第二十四条第三項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一　法第二十条第一項第四号の規定により児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている内容及び情報管理措置の内容の実質的な変更を伴わないもの
二　法第二十条第一項第四号の規定により児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている事項に係る変更以外の変更
三　情報管理措置の水準を維持する変更であって、具体的な手法の変更にとどまるもの
四　（法第二十六条第二項の内閣府令で定める事情）
第二十五条　法第二十六条第二項の内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。
一　予見することができない欠員が生じたことにより、短期間に認定等に係る教育保育等従事者と新たに雇用契約その他の役務の提供に関する契約を締結し、その業務に従事させる必要があること。
二　前号に掲げる事情のほか、認定事業者等の責めに帰することができない事由により、短期間に認定等に係る教育保育等従事者と新たに雇用契約その他の役務の提供に関する契約を締結し、その業務に従事させる必要があること。